## 海外贈収賄防止に関する基本方針

当社および当社グループの役職員は、日本国の不正競争防止法(外国公務員等に対する不正の利益の供与等の禁止)、その他各国・地域における外国公務員等に対する金銭・接待・贈答その他の便益提供を禁じるすべての関係法令を遵守する。

## 禁止事項

- ① 当社および当社グループの役職員は、外国公務員等に対し、営業上の不正な利益を得ることを意図した金銭・接待・贈答その他便益の提供は厳に行わない。
- ② また、代理店、コンサルタント、エージェント等の第三者を介した外国公務員等への不正、違法な働きかけのために利用される、又はその疑いがあると思われる支払いは行わない。

## 例外事項

- ① ただし、時期、品目や金額、頻度その他の客観的事情から判断して、取引先とのコミュニケーションを円滑にする目的の儀礼的な贈答であり、不正な利益供与との疑義が生じないもので、かつ社会通念の範囲を超えないものに限り、本基本指針に反しないものとする。
- ② 外国公務員等からの便益の提供の要求を受けた場合、この要求に応じないと、当社および当社グループの役職員の生命、身体の安全が危険にさらされ、やむを得ずこれを実施しなければならない際には、個人の安全を最優先する。
- ※外国公務員等とは、外国の政府または地方公共団体(以下、「外国政府」という)の職員、 外国政府が支配権や支配力を有する外国政府の機関の役職員、外国の政党職員、外国の 公職候補者、国際機関の役職員、外国政府または国際機関からの委任に基づきその事務 を行う組織の役職員に該当する者をいう。
- ※例外事項第1項については、各国の実情に合わせたグループ各社の運用基準を定める。

令和7年4月1日 ダイダン株式会社 代表取締役社長執行役員 山中康宏